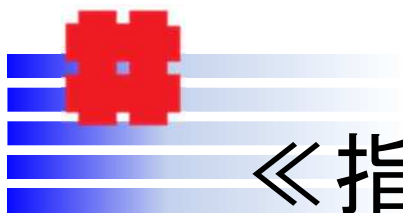
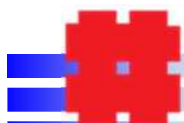


指定障害児通所支援 事業所に対する 行政処分について



《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について①》

- ◆ 令和5年4月と令和6年2月岐阜市が指定する障害児通所支援事業所において、**行政処分**を受ける事例が発生しました。
 - ◆ 障害福祉サービス事業者等は、
障害者総合支援法、児童福祉法、その他関係法令及び
関係通知等において定められた基準等を遵守し、
適正な事業運営及び報酬請求を行う必要があります。
- ⇒ 以下、本件概要について紹介しますので、各事業者におかれましては、
あらためて自らの事業の運営状況を振り返り、適正な事業運営や正確な給付費
の請求を図っていただくようお願いします。

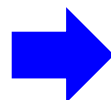


《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について②》

【岐阜市の事例①】

(1) 処分概要

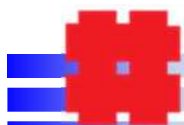
- ①対象事業 : 放課後等デイサービス
- ②処分内容 : 指定の取消
- ③指定取消日 : 令和5年4月19日



※以下、処分理由について
説明します。

(2) 処分理由

- ①人員基準違反(児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)
- ②不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)
- ③虚偽の書類提出及び答弁 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号及び第7号)



《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について③》

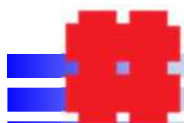
➤ 人員基準違反

- ・サービス提供時間を通じて、児童指導員等が2以上、配置されていなかった。
- ・常勤の児童指導員等が配置されていなかった。
- ・専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者が配置されていなかった。

※職員の配置は、**必要な人員基準**を満たしていますか？

⇒勤務実績を出勤簿等で確認できるようにし、事業所においても確認を！

(法人代表者であっても、事業所の管理者や従業員として勤務する場合は、勤務実績が確認できるようにしてください。)



《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について④》

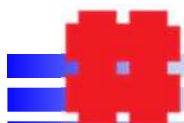
➤ 不正請求

- ・算定に必要となる人員が揃っていない状況で、児童指導員等加配加算・福祉専門職員配置等加算を適用し、障害児通所給付費を請求した。
- ・必要な職員を配置していない状況で、サービス提供職員欠如減算・児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せず、障害児通所給付費を請求した。
- ・サービスを提供していない日について、サービスを提供していたものとして、障害児通所給付費を請求した。

※**報酬の算定要件**は満たしていますか？

減算対象となっているにもかかわらず、減算を適用せず請求していませんか？

⇒(給付費の水増し請求など)悪意のある不正請求だけでなく、
制度への理解が不十分なまま事業運営を行い、不適切な請求となった事案も、
行政処分の対象となる場合があります。



《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について⑤》

➤ 虚偽の書類提出及び答弁

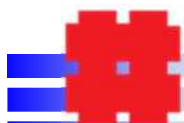
- ・監査時に実際の勤務実態とは異なる虚偽の勤務実績表を提出し、事実と異なる虚偽の答弁をした。

【岐阜市からの通知】

「**障害福祉サービス等の適切な運営について(通知)**」

(令和5年5月2日 岐阜市障がい福祉課長・指導監査課長 連名通知)

⇒あらためて自らの事業運営を振り返り、
適正な事業運営や正確な給付費の請求を図っていただくようお願いします。
(再掲)

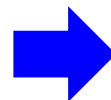


《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について⑥》

【岐阜市の事例②】

(1) 処分概要

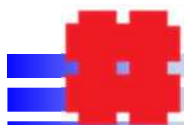
- ①対象事業 : 放課後等デイサービス
- ②処分内容 : 指定の一部の効力の停止
- ③効力停止期間: 令和6年4月1日から
同年9月30日まで(6ヶ月)



※以下、処分理由について
説明します。

(2) 処分理由

- ①利用定員超過による運営基準違反 (児童福祉法21条の5の24第1項第4号)
- ②人員基準違反(児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)
- ③不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)
- ④虚偽の書類提出及び答弁 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号及び第7号)



《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について⑦》

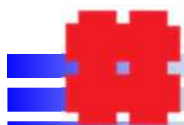
➤ 利用定員超過による運営基準違反

- ・事業所で定めた定員を超えて利用者を受け入れていた

※利用定員を超えた受け入れが認められるのは、災害、虐待、地域の社会資源の状況等から「やむを得ない事情」がある場合のみ

災害や虐待の他、以下のような理由も「やむを得ない事情」としてとして認められる

- ・障害の特性や病状等のために欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合
- ・障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所で受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合

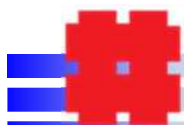


《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について⑧》

➤ やむを得ない事情について

- 真に「やむを得ない事情」かどうかについては、個別の事情ごとに判断
→単に「利用の申し込みがあったので受け入れた」は、やむを得ない事情にあたらな
- 定員超過に係る減算対象となった場合、報酬の減算が必要
- 「減算にならない範囲なら受入れが可能」という考え方は間違い
→減算は、給付費についての考え方
→定員超過は、指定基準にある「定員の遵守」に違反

※必要があれば、**定員の変更**にてご対応ください



《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について⑨》

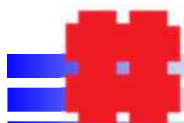
➤ 人員基準違反

サービス提供時間を通じて、児童指導員又は保育士が基準で定められた必要な数を配置されていない日があった。

※職員の配置は、**必要な人員基準**を満たしていますか？

⇒ 勤務実績を出勤簿等で確認できるようにし、事業所においても確認を！

（法人代表者であっても、事業所の管理者や従業員として勤務する場合は、勤務実績が確認できるようにしてください。）



《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について⑩》

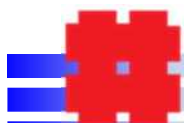
➤ 不正請求

- ・定員を超過する場合に必要な定員超過利用減算を適用せず、給付費の請求を行った
- ・算定に必要な人員が揃っていない状況で、児童指導員等加配加算を適用し、障害児通所給付費を請求した。

※**報酬の算定要件**は満たしていますか？

減算対象となっているにもかかわらず、減算を適用せず請求していませんか？

⇒(給付費の水増し請求など)悪意のある不正請求だけでなく、
制度への理解が不十分なまま事業運営を行い、不適切な請求となった事案も、
行政処分の対象となる場合があります。



≪指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について⑪≫

➤ 虚偽の書類提出及び答弁

- ・実際の勤務実態がない日に勤務したこととして作成したタイムカードを提出し、虚偽の報告を行った。

【岐阜市からの通知】

「障害福祉サービス等の適切な運営について(通知)」

(令和5年5月2日 岐阜市障がい福祉課長・指導監査課長 連名通知)

⇒あらためて自らの事業運営を振り返り、
適正な事業運営や正確な給付費の請求を図っていただくようお願いします。
(再掲)